

**滋賀県内テキスタイル企業海外展開支援事業  
申込要領**

## 1 事業の目的

ファッション関連業界は新型コロナウィルスの影響及びサステナビリティ対応の大きな変化にあり、欧米を中心とする海外マーケットの変化への早急な対応が必要になって来ており、欧米のテキスタイル業界に精通した外部専門家を委託し、県内の海外展開に積極的に取組むテキスタイル生産販売企業への訪問面談(含むオンライン面談)による支援を通じ、企業の海外販路開拓及び販売拡大を図る事を目的とします。

## 2 支援内容

### 2.1 本事業でご利用いただけるサービス

本事業にご利用を申し込まれる企業・団体(以下「申込者」)には、上記の事業目的を踏まえ、海外ビジネスに精通した専門家(以下、専門家と言う)によるアドバイスを通じ、海外におけるマーケティング戦略の立案・修正・実施、海外販路開拓、現地ニーズに合わせた商品開発・プロモーション等への支援を実施します。

なお、必要に応じ専門分野での個別相談支援その他のジェトロの支援サービスや他の機関のサービスに取り次ぐ場合があります。※一部の有料サービスをご案内することもあります。

### 2.2 支援フロー

申込者については、次のとおり支援を行います。

- (1) 申込者、ジェトロ、専門家の三者で面談の時期などを調整。支援内容、支援の日時等について確認いたします。
- (2) 専門家が適宜、訪問(含むオンライン方式)・メール・電話等でアドバイスを行い支援します。このアドバイスは1申込1回までとします。
- (3) 専門家が必要に応じて他のジェトロの支援サービスや他の機関のサービスに取り次ぐ場合があります。

### 2.3 申込者の費用負担

- (1) 申込者の人件費、活動費並びに出張者の出張経費及び保険料等
- (2) 訪問面談日時の確定後、申込者の都合によるキャンセルが発生し、キャンセル等の連絡を受けた時点でジェトロ側の交通費、宿泊費のキャンセル料(又はキャンセル不可であった場合の当該実費)等の費用が発生した場合の当該費用相当額
- (3) 弁護士、会計士、通訳、翻訳及び会社設立にかかる費用その他、本サービスに関連して支出する一切の費用

※専門家への人件費等を含む委託費は、ジェトロが専門家に対し直接費用負担しますので、除外されます。

### 3 申込要件

#### 3.1 対象企業・団体

##### (1) 申込者の要件

申込者は、滋賀県内に本社・事業所が所在する企業・団体等で、滋賀県内のテキスタイル製品を生産・販売している企業に該当することが必要です。

##### (2) 法令遵守

申込者及び当該役員は、次のいずれにも該当することが必要です。

- ① 国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為及び公序良俗に反する行為を行っていないこと、またその疑いがないこと。
- ② 国の補助事業に関する「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」)に違反していないこと、また関係省庁の命令に違反していないこと。
- ③ 反社会的勢力、またはこれに類似する企業・団体・個人でないこと。

##### (3) 必要書類の提出等

申込者には、本申込要領および利用条件兼同意書の内容をご理解・ご承諾いただき、次の「4 申込方法」により申込書類等をもれなく適切にご登録ご提出いただきます。必要書類に不足・不備がある場合は支援の対象外となります。

##### (4) 進捗・成果報告・公開について

申込者は、支援による進捗と成果把握のために、支援期間中及び支援期間終了後一定期間、ジェトロが実施する調査(支援前と支援後の輸出額、現地売上高の情報など)、アンケートにご回答いただくことを条件とします。また、本事業の利用実績については、水平展開のため、適宜編集のうえこれを公表することができますのでご了承ください。

##### (5) 申込の回数

以下の「4.3 申込期限」までであれば、「3.6 事業実施期間」中の支援に申込者は最大 10 回まで申込することができます。

#### 3.2 業種

テキスタイル製品生産販売企業

※なお、専門家が対応できない場合は、本サービス以外のサービスのご案内となりますので、予めご了承下さい。

### 3.3 対象となる海外展開プロジェクト

次に定義する海外展開を実現することを目指し、かつ、専門家のサポートを必要とし、申込書等を記入・提出できるものであることが必要です。なお、事業展開しようとする対象の国・地域に対して、すでに継続的な輸出が実現できている場合、現地事業拠点等が順調に活動できている場合、さらにプロジェクトの進展の見込みがたたない場合など、3者での打ち合わせの中で本支援の効果を期待できないと判断される案件は本サービスの対象となりません。

#### (1) 輸出プロジェクト

- ① 海外展開を志向する国への輸出や現地代理店契約等を目指したプロジェクトであること。
- ② 日本及び対象国で法令に違反する商品・サービスに該当しないこと。
- ③ 本サービスへの申込についての社内承認を得たプロジェクトであること。

### 3.4 対象国

欧米を中心とした全世界

(1) 対象国については、実際の運用や専門家の制約等の事情により主要国などに事実上限定される可能性があります。例えば、EUであれば西欧主要国などが中心となる見込みです。

### 3.5 専門家

専門家は原則、国内に在住または所在し、海外展開に係わる知見やネットワークを活用することにより、助言及び情報提供等のコンサルティング並びに現地ニーズの調査などを行います。

※専門家単独での営業その他の業務代行など請負とみなされる行為及び助言・情報提供等の範囲を超えた行為を承ることはできません。

### 3.6 事業実施期間

事業実施期間は 2022 年 3 月 11 日までを予定しています。ただし、次の場合は設定した期間の途中であっても支援を終了します。

- (1)本事業の予算が上限に達した場合。
- (2)申込企業が少ないなどで、本サービスの継続が不相当であるとジェトロが判断したとき。

### 3.7 申込者に求めること

- (1) 海外展開の体制整備に取り組んでいただくとともにジェトロからの問い合わせ等に迅速にご対応いただけすること。
- (2) 本サービスの進捗と成果についてジェトロに対し情報開示すること。
- (3) 本サービスにより海外展開を実現した事例については、ジェトロが了解を得たうえで、他の企業等に情報提供することがあります

## 4 申込方法

### 4.1 申込書類等

- (1) 申込書(様式1)
- (2) 会社の概要等が分かれるパンフレット・会社概要(PDFファイルとしサイズ10MB以下、ファイル名「企業名\_会社案内」と作成)。
- (3) 利用条件兼同意書

### 4.2 提出方法

- (1) オンライン登録およびメール送付
  - ① 次の申込URLより必要事項をご登録ください。  
【申込みURL】  
<https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0058403W>
  - ② 必要書類(様式1、会社案内等が分かれるパンフレット)をPDF形式でメール送付をお願いします。(メール送付できない場合事務局へ郵送)  
【送付先メールアドレス】  
[SIG@jetro.go.jp](mailto:SIG@jetro.go.jp)(独立行政法人日本貿易振興機構滋賀貿易情報センター)  
【郵送のあて先】  
〒522-0063  
滋賀県彦根市中央町3-8 彦根商工会議所1階  
独立行政法人日本貿易振興機構滋賀貿易情報センター  
※郵送の場合、封筒に「会社案内等在中」と朱書してください。

### (2) ご留意点

- ① お申込はオンライン登録が原則となります。ただし、設備の問題等でオンライン登録が難しい場合は「6. お問い合わせ先」までご相談ください。
- ② すべての申込書類等の受領をもって申込があつたものとみなします。
- ③ 申込書類等は返却しませんので、予めご了承ください。

- ④ 申込書類等の作成・提出や面談に係る旅費など、本申込に関して生じた経費は申込者負担でお願いいたします。

#### 4.3 申込期限

2021年12月24日(金)17:00。ただし先着順で打ち合わせ、支援を実施していくため予定件数に達し次第、または予算が上限に達し次第終了します。

#### 5 支援が出来ないケースについて

前記「3 申込要件」を満たしていない場合だけでなく、3 者での打ち合わせの結果、十分な支援が提供できないことが見込まれる場合、その他支援をすることが不相当であるとジェトロが判断したときには支援を行えないことがあります。

#### 6 お問合せ先

〒522-0063 滋賀県彦根市中央町 3-8 彦根商工会議所 1 階  
独立行政法人日本貿易振興機構滋賀貿易情報センター  
TEL: 0749-21-2450 FAX: 0749-27-3750 Email: SIG@jetro.go.jp